

社会的養護関係施設第三者評価の結果

①第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

②施設・事業所情報

施設名称:岩手県立杜陵学園		種別:児童自立支援施設
代表者(職名)氏名:園長 山岸 公美		定員・利用人数: 45(暫定11)名
所在地:岩手県盛岡市厨川二丁目3-1		
TEL:019-641-3365		ホームページ: http://www.pref.iwate.jp/iryoku/kan/toryou/index.html
【施設・事業所の概要】		
開設年月日:昭和23年4月1日		
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):岩手県 知事 達増 拓也		
職員数	常勤職員:13名	非常勤職員:22名
専門職員	施設長: 1名	家庭支援専門相談員: 1名
	児童自立支援専門員:11名(内兼務1)	嘱託医: 2名
	職業指導員: 1名(兼務)	栄養士: 1名
	個別対応職員: 1名(兼務)	調理師: 0名(委託)
	児童生活支援員: 0名	
施設・設備 の概要	男子居室・定員3名:12室	設備:暖房
	女子居室・定員3名:3室	設備:暖房

③理念・基本方針

○ 理念(学園訓)

自立自尊(自立:自分で良く考えて、自分の力で物事をやっていくこと。自尊:人間として自分の誇りを失わないように、自分の行いをつつしみ、自分を大切にしていくこと。)

○ 基本方針

児童福祉法に基づき、子どもの健全な発達・成長のための「最善の利益の確保」など子どもの権利擁護を基本として、子どもが抱えている問題性の改善・回復や発達課題の達成・克服など、一人ひとりの子どもの状況に応じた適切な指導、教育を行い、保護者、学校、関係機関及び地域社会の協力を得ながら、健全な社会の一員として自立できるよう支援する。

④施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- 枠のある生活：①空間的な枠組み、②時間的な枠組み
- 支援の三本柱：①生活指導、②学習指導、③作業指導・スポーツ指導
- 安心、安全な生活：全国の児童自立支援施設で唯一「安全委員会」を設置
- 退園後、原則1年間のアフターケアの実施

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年10月1日（契約日） ～ 平成31年3月7日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	3回目（平成27年度）

⑥総評

◇ 特に評価の高い点

子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けた食育の実施

食事の準備・片づけは、係を決めて各自行っている。食に関する知識として、栄養面についてポスターにして掲示するなど子どもにも視覚的に非常に分かりやすく伝える工夫をしている。

管理栄養士と作業担当支援員と連携し、年2回の調理実習（調理から片付けまで）と年8回の調理体験（調理の補助、夕食の手伝い）を通じて、自立に向けた食生活の支援を行っている。バイキング（月1回）や選択献立（年1回）を設定するほか、カレーライスの調理実習や夏季行事のバーベキューでは、施設の畑で収穫した野菜を使用し、子どもたちの希望によりラーメンバイキングやお祭り献立を取り入れるなど、食に関心を持ち、将来に役立つ知識や技術の習得、健全な食生活や健康への意識づくりができるよう支援している。

◇ 改善が求められる点

必要な子どもに対する心理的な支援の実施

常勤の心理職は配置されておらず、心理的な支援が必要な子どもは、児童相談所の児童心理司との面接を実施している。しかし、遠距離等の理由により、定期的な面接の実施が困難な場合もあり、また、虐待等によるトラウマ反応に対する支援については、いわて子どもケアセンターの児童精神科医の受診を行うこともある。

近年、発達に様々な課題を抱える子どもの入所が増えている傾向があり、個々の子どもの状況に応じた支援プログラムを設けて支援するとともに、集団生活への適応能力を高める支援も求められることから、施設において心理的ケアの専門職の配置や医療機関との情報共有を行いながら、日々の支援に生かせる体制づくりは極めて重要であり、体制整備や職員のスキルアップへの取組の強化が求められる。

⑦第三者評価結果に対する事業者のコメント

「子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けた食育の実施」について、特に高い評価をいただいたところですが、今後も運営理念である学園訓「自立自尊」を子どもと職員が共通の目標として掲げ、子ども一人ひとりの状況に応じた自立のために、あらゆる取組においてさらなる努力を重ねてまいります。

また、改善が求められる点とされた「必要な子どもに対する心理的な支援の実施」については、

児童相談所や医療機関との連携は随時行っているものの、心理的な支援に係る現行体制での専門性向上に向けた人材育成の取組は不十分であり、心理的な支援に係る専門職も配置していないことから、これら職員のスキルアップや体制整備のために、県主管課等への要望や協議も行い、その実現に向けて努力して参ります。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果【岩手県立杜陵学園】

評価対象I 支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b
<p>評価者コメント1</p> <p>法人・施設の理念、基本方針が明文化されているが、内容や周知が十分ではない。 理念である「自立自尊」は、パンフレットや入所時の説明資料に記載されている。「基本方針」は、パンフレット、「運営5か年計画」には記載されていない。また、「基本方針」が、「業務方針」の中で組織の目的・役割として示されている。職員への周知は、年度当初の研修や毎月の会議等で園長がその都度説明している。入園式には子どもに読み上げてもらうことを行っている。年度当初に新入職員、転入職員を対象として研修会を実施し、基本方針等を伝えている。理念、基本方針をホームページに明示していないことを含めて、どの書面にどのような標記で明記すべきか、統一性、整合性を図ることが求められる。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>施設経営を取り巻く環境と経営状況が把握されているが、分析が十分ではない。 岩手県福祉総合相談センターの業務概要、家庭裁判所の少年保護関係機関等との連絡協議会、全国児童自立支援施設長会、岩手県家庭的養護推進検討会、定期的な児童相談所との情報交換会を通して、全国的な状況や県内のデータは把握している。県のプラン等の策定動向や内容は把握しているが、分析までには至っていない。「運営5か年計画」を踏まえた支援のコスト分析や施設入所を必要とする子どもの推移、利用率等の分析を行うことが求められる。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>経営環境と経営状況の把握・分析に基づき、取組を進めているが十分でない。 毎年度「杜陵学園の現状と課題」を作成し、児童の現状、職員の現状、施設内外の環境等の変化をまとめている。その中に、課題として人員配置確保、支援の専門性等を明記し整理している。職員体制については、毎年度、本庁に対して増員を要望しており、28年度に非常勤職員2名、29年度に常勤職員1名の増員が実現されている。今後は、経営という視点でコスト分析を含めて、課題を整理する取組が期待される。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント4</p> <p>経営や支援に関する、中・長期の事業計画または中・長期の収支計画のどちらかを策定していなく、十分ではない。 前回の第三者評価の受審結果を受けて、昨年度「岩手県杜陵学園運営5か年計画」が策定されている。計画の趣旨、取り巻く現状と課題、組織体制、職員体制、人材育成、施設修繕・設備更新等を項目に策定されている。今後は、施設経営を取り巻く環境、経営状況が把握・分析された内容、経営状況や改善すべき課題について盛り込むことが期待される。また、5か年計画の各年度ごとの取組内容や計画を見直す仕組みと体制を策定することが期待される。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	b
<p>評価者コメント5 単年度の計画は、中・長期計画を反映しているが、内容が十分でない。 単年度の事業計画は、施設独自の年度ごとの「運営方針」「学園事業計画表」(行事計画)、県で定められた年度ごとの「業務方針」で示されているが、中・長期計画との連続性や整合性は認められない。年度ごとの「業務方針」は、PDCAサイクルを基本として県の各部署で定めることとされていることから、中・長期計画を踏まえた年度計画の事業計画の位置づけを検討し、策定することが求められる。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		第三者評価結果
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に 行われ、職員が理解している。	b
<p>評価者コメント6 事業計画が職員等の参画の下で策定されているが、実施状況の把握や評価・見直し、または、職員の理解が十分ではない。 単年度の事業計画としている「運営方針」、「業務方針」は、年度の担当業務の反省を通して園長を中心に園長補佐、各班の班長で新年度の事業計画を策定している。「業務方針」は、県からの通知で策定と活用に関する記載内容が定められているが、「運営方針」の策定の手順は書面等では定められていない。事業計画の策定に関して、子どもからの意見を聞くことはできておらず、実施状況の把握についても職員からの確認にとどまっている。中・長期計画を含めて、事業計画の評価及び見直しの策定手順を定めることが求められる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	c
<p>評価者コメント7 事業計画を子どもや保護者等に周知していない。 子どもや保護者には、一部の年間計画の行事について資料を作成し配付にとどまっている。中・長期計画や年度の事業計画を整理し、子どもや保護者にわかりやすい資料を作成し配付することが望まれる。</p>		

I-4 支援の質の向上への組織的・計画的な取組

I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果
8	I-4-(1)-① 支援の質の向上に向けた取組が組織的に 行われ、機能している。	b
<p>評価者コメント8 支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 厚生労働省の通知による評価基準に基づいて、年に1回の自己評価と3年に一度の第三者評価等を受審している。施設の事務分担表にサービスの自己評価及び第三者評価に関する分担当が明記されているが、年度の計画となる「運営方針」などに、組織的に取り組む体制等は明記されておらず、担当者を中心に、その都度取り組んでいる状況である。また、第三者評価や毎年の自己評価を組織的に行うための要綱や要領は作成されていない。業務方針や年度末反省等をPDCAサイクルとして質の向上を目指しているが、委員会等を設置して組織的に行うことが求められる。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計 画的な改善策を実施している。	b
<p>評価者コメント9 評価結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にしているが、改善策や改善実施計画を立て実施するまでには至っていない。 年に1回の自己評価と3年に一度の第三者評価等を受審し、前回の第三評価の結果を受けて判断基準が「C」となった項目において、最低評価の理由、改善の状況または方向性について文書化している。課題は、会議などにおいて周知し共有化を図っている。前回の第三者評価の結果を受けて、改善に取り組んでいることが確認できる。今後は、評価結果を受けて、職員の参画の下で改善策や改善計画を策定するための要綱や要領の作成、委員会等を設けて組織的に行うことが求められる。</p>		

評価対象II 組織の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ		
II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b
<p>評価者コメント10</p> <p>園長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう取り組んでいるが、十分ではない。 園長は、毎月の職員協議会等において、職員に対して理念や基本方針、コンプライアンスなどに係る自らの考えを口頭で伝えている。学園の広報誌(年3回発行)に、自らの役割と責任等について掲載している。園長自ら「学園生活と子どもの権利条約」点検表を職員に指示し、責務を遂行している。園長不在の際は、県の事務委任及び代決専決規則により、園長補佐が代決することが明記されている。学園の事務分担表に、園長の分担及び役割が明記されていないことから改善が求められる。</p>		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント11</p> <p>園長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 園長は、毎月の職員協議会等においてコンプライアンス推進計画に沿って、コンプライアンスの具体例を示し自らの考えを口頭で伝えている。情報セキュリティ関係や個人情報保護条例の取扱いなどについて、園長の指示により各種通知を職員に周知しているが、幅広い分野までの取組は十分ではない。園長として、行政の児童福祉に携わる職員として遵守すべき法令等を一覧にするなど取り組むことが検討される。また、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握することが期待される。</p>		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>園長は、実施する支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 園長は、児童自立支援施設新任施設長研修を修了している。児童自立支援施設に関わる研修会に参加し、自己研鑽に励んでいる。また、分校との合同職員会議をはじめ、施設で開催される全ての会議に参加し、取組の進捗を把握するとともに、具体的な支援内容を評価・分析した指導を職員に行っている。施設運営について、管理的整備として新たに「管理運営規則」を作成している。今後は、各種委員会等を整備し組織として取組体制の整備が期待される。</p>		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>園長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮しているが、十分ではない。 園長は、「杜陵学園の現状と課題」、「生活補助員の勤務区分の新設及び任用人数の増員要求について」、「入所児童の支援困難化と児童自立支援専門員の負担増について」をまとめ、人員配置の課題を分析し、県に要求している。また、職員協議会等の場を活用し、業務上の課題等の共有を図っている。職員の人事評価等を通して、業務の実効性の向上を目指しているが、より指導力が発揮できる体制づくりの取組に期待したい。</p>		

II-2 福祉人材の確保・育成

II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>施設が目標とする支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それに基づいた取組が十分ではない。 昨年度、「岩手県杜陵学園運営5か年計画」が策定され、人材育成に関する内容が明記されている。職員体制の計画は示されているが、人材の確保に関する基本的な考え方や方針は示されていない。「入所児童の支援困難化と児童自立支援専門員の負担増について」等で、県の人事当局に対し必要な要求を行い、児童自立支援施設の実存意義を認識してもらいながら、有資格者や児童福祉に精通した児童相談所勤務等の経験者の配置を実現している。今後は、行政職として転勤が伴う組織体制で、専門員の確保や配置などの基本的な方針を構築することが期待される。</p>		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
<p>評価者コメント15 総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 岩手県新人事評価制度、管理職による人事考課や定期的な職員面接の体制も整備され、総合的な人事管理が行われている。県の人事当局には、施設に必要な職員像等を伝えて、職員配置を要求している。人事基準が、県職員全体の基準で行われているために、職員の定着が困難で、職員自らが将来の姿を具体的に描くことができずにいる。行政職として転勤が伴う組織体制で、専門員の確保や配置などの基本的な人事管理を検討することが期待される。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント16 職員の就業状況や意向を定期的に把握する仕組みはあるが、改善する仕組みの構築が十分ではない。 職員の就業状況は、勤務時間に係る月次処理票や健康管理システムにより、職員の休暇の取得状況、時間外労働、健康状態を定期的に把握し必要な措置を講じている。翌月の勤務割表を作成する際、各職員の勤務日の希望等を確認し、園長の決裁を得ている。園長は、新人事評価制度に基づく定期的な面接のほか、必要に応じて職員との面接を実施している。職員の意向等の評価、検討、分析による取組が、県全体の人事施策の中において、福祉人材や人員体制の改善に結び付く一層の取組が期待される。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		第三者評価結果
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
<p>評価者コメント17 職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 岩手県新人事評価制度の「評価シート」において、個々の職員の目標管理が設定されている。年度当初に「基本面谈」、8月に「業務実績面谈Ⅰ」（担当課長級以上対象）、12月に「業務実績評価面谈Ⅱ」、2月に「業務実績確認面谈」が行われている。目標の設定も行っているが、目標水準や目標期限の明確化は十分ではない。今後は、施設の組織目標における職員一人ひとりの目標（目標項目、目標水準、目標期限）が設定される仕組みを検討することが期待される。</p>		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
<p>評価者コメント18 施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 昨年度「岩手県杜陵学園運営5か年計画」が策定され、人材育成に関する内容や研修に関する枠組みが示されている。ホームページに組織のローガン、職員行動指針の一つの枠組みに「ありたい職員像」が示されている。施設職員としての教育・研修は、国立施設で行われる研修や東北・北海道地区児童自立支援施設協議会の研修等を受講することを基本としている。岩手県として「職員研修ガイド」を策定し、研修を体系化しているが、児童自立支援施設としての職員教育・研修を体系化することが期待される。</p>		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。	b
<p>評価者コメント19 職員一人ひとりについて、教育・研修の機会が確保されているが、参加等が十分ではない。 職員の研修は施設外と施設内に位置付けている。施設外研修は、国立施設で行われる研修や東北・北海道地区児童自立支援施設協議会の研修等を受講することを基本としている。施設内研修は、テーマを設定し取り組むことが計画されている。基幹的職員は、配置されているがスーパービジョンの体制を確立するまでには至っていない。岩手県として「職員研修ガイド」を策定し、研修を体系化しているが、児童自立支援施設としての個々の職員の知識、技術、習熟度に配慮した研修を体系化することが期待される。</p>		
II-2-(4) 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b
<p>評価者コメント20 実習生等の支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備してはいるが、効果的な育成プログラムを用意されていないなど、取組が十分ではない。 ソーシャルワーク実習プログラムが整備され、毎年度実習生を受入れている。人事異動により、実習担当者が不在とならないよう、毎年、実習指導者講習を受講させている。実習生等の支援に関わる基本姿勢を明示することや、受入れにおける要綱やマニュアルを整備することが求められる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b
<p>評価者コメント21</p> <p>施設の事業や財務等に関する情報を公開しているが、方法や内容が十分ではない。 岩手県のホームページに、年度ごとの業務概要、業務方針、年度ごとの広報誌「杜陵だより」が公開されている。地域の関係者の会合において、施設の特性や取組について説明を行っている。地域に向けた情報公開については、学園通信(杜陵だより)の配付にとどまっている。今後は、ホームページに苦情の対応や安全委員会の具体的な取組を公開することも期待される。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント22</p> <p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われているが、十分ではない。 岩手県事務委任及び代決先決規則により適正に運営されている。県の機関として、会計規則等により、事務、経理、取引等が行われている。また会計事務自己点検を行いリスク管理を行っている。児童福祉施設の運営については、児童福祉法に基づく監査が行われている。専門性が求められる施設として、外部の専門家による監査を導入することも期待される。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント23</p> <p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを行っているが、十分ではない。 業務方針に施設の地域との関わり方について、基本的な事項が明記されている。地域での清掃などのボランティア活動や地域住民を招いての諸活動を行っている。買い物は、徒歩で行ける商店等を利用している。通院先は、保護者の希望も尊重し地域の医療機関を受診している。行事等で地域の施設を利用している。施設の特性上、子どもが自由に地域の行事等に参加することはできないが、ボランティア等の体制を整備し、より一層の地域の社会資源を活用した交流が期待される。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
<p>評価者コメント24</p> <p>ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 施設と施設内にある分校の管理運営等に関する基本方針を定めている。また、分校・分教室と杜陵学園との連携や役割分担も明記され、施設内学校とは綿密に情報交換や打合せを行っている。地域の学校等から体育施設の借用申請があった場合、支障がない場合は、貸出しを行っている。ボランティアの受入れはBBSIにとどまっている。今後は、ボランティア等の受入れに対する基本姿勢、要綱、マニュアルなどを整備することが求められる。</p>		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
<p>評価者コメント25</p> <p>子どもによりよい支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 日々施設が必要としている関係機関連絡先は一覧表に整備されている。児童相談所や前籍校との定期的な情報交換会が行われている。個々の子どもの支援方針会議、ケース検討会議等の場で、児童相談所、福祉事務所、その他関係機関の役割について情報共有している。学園主導による各種連絡会議やケース検討会議を通じ、情報共有や関係機関の取り組むべき課題等を整理しながら、問題解決を図っている。退所などに際しては、要保護児童対策地域協議会や児童相談所等と連携している。</p>		

II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		第三者評価結果
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
<p>評価者コメント26</p> <p>地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。 地域の青少年健全育成座談会への出席、民生児童委員研修会への協力等により、地域の福祉ニーズを把握している。司法関係の会議にも参加し、福祉ニーズを把握している。児童相談所の相談傾向の把握なども行っているが、施設の積極的な取組に至っていない。施設の設置目的や運営の範囲が法的に明記されているが、県の施設として全県的な視点で地域の福祉ニーズ、生活課題等を把握する試みが期待される。</p>		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
<p>評価者コメント27</p> <p>把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 地域の幼稚園からの要請を受け、当施設職員が幼稚園保護者を対象とした子育て支援に係る研修会の講師を務めたことがある。地域の老人施設や町内会関係者及び盛岡市担当課等と、災害時の連携・協力に関する話し合いの場を持っている。施設の設置目的や運営の範囲が法的に明記されているが、県の施設として全県的な視点で地域のニーズを把握し地域貢献事業の試みが期待される。</p>		

評価対象III 適切な支援の実施

III-1 子ども本位の支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	b
<p>評価者コメント28</p> <p>子どもを尊重した支援の実施についての基本姿勢は明示されているが、施設内で共通の理解をもつための取組は行っていない。 学園訓の「自立自尊」を理念とし、基本方針に子どもの「最善の利益の確保」と「権利擁護を基本とする自立支援」を杜陵学園運営5か年計画、平成30年度杜陵学園業務方針に掲げ、子どもを尊重した支援の基本姿勢が明示されている。平成29年度杜陵学園運営5か年計画を作成し、年度初めに職員に周知している。また、新任職員研修や年度初めの職員協議会において、小学校分教室、中学校分校の教員も含めて「児童自立支援の理念」、「杜陵学園職員の心構えについて」等の研修が行われている。児童自立支援施設、全国で唯一の「安全委員会」を設置し、毎月子どもからの園内暴力の聞き取りを行うなど、安心安全な生活の確保に努めている。しかし、杜陵学園運営5か年計画、平成30年度杜陵学園業務方針、平成30年度運営方針、杜陵学園は何を目指すのか、リーフレットなど理念や基本方針に文言のばらつきが見られるので、それらの見直しを行い、職員の共通理解を図るために統一した文章表現にすることが望まれる。</p>		
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した支援の実施が行われている。	b
<p>評価者コメント29</p> <p>子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備しているが、子どものプライバシーに配慮した支援が十分ではない。 「入所児童プライバシー保護マニュアル」を平成29年度整備し、入園時に子どもや保護者等に説明を行い、プライバシー保護に配慮した支援が行われている。児童自立支援施設の「枠のある生活」や障がい特性による衝動性の高い子どもや性的逸脱行動等の問題行動を抱える子どもが入園している現状を踏まえ、子どもの権利擁護と集団生活による支援体制を両立させるために一定程度の制約を設け、「配慮すべき事項」と「施設特性上制限せざるを得ない事項」を明らかにし、子どもの権利擁護と「枠のある生活」の中でのプライバシー保護のあり方を整理している。今後は更に、本マニュアルの内容を子どもや保護者等に周知することが望まれる。また、居室は3人部屋を1人で利用しており、空間的にはゆとりがあるが、居住棟は古く、子どもの生活の場にふさわしい快適な環境への工夫やプライバシーを守るような施設設備等の改善が望まれる。</p>		

III-1-(2) 支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	b
<p>評価者コメント30</p> <p>子どもや保護者等が支援を利用するために必要な情報を提供しているが、十分ではない。</p> <p>子どもや保護者等が支援を利用するために、事前に来園を促し、安心して施設生活を送ることができるよう施設見学を実施し、施設の目的や支援内容を紹介した「杜陵学園リーフレット」、「杜陵学園での生活について」等で説明を行い、子どもに入所を決めてもらうことを原則としている。しかし、施設を紹介する説明資料は準備されているが、活字が多く画一した資料となっており、入園する子どもが低年齢の場合であっても、子どもの視点に立った言葉遣いや図、絵を使用する等で子どもにわかりやすい内容の工夫が求められる。一般の方には、杜陵学園リーフレットやホームページで情報の提供に努めている。</p>		
31	III-1-(2)-② 支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント31</p> <p>支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式に基づき子どもや保護者等に説明を行っているが、十分ではない。</p> <p>支援の開始においては、入園式に子どもに学園訓、入所時の約束(児童読上げ用)、本人の園生活の「3つの目標」を園長の前で読み上げてもらい、施設生活の目標を子どもと一緒に確認し、自己決定の尊重に努めている。支援の開始においては、子どもに「杜陵学園での生活について」、「寮生活の確認事項」、「寮生活のきまり」、「杜陵学園のくらしについて」(権利ノート)を用意し、施設生活の内容を説明している。しかし、支援の開始・過程における支援の内容について、子どもから同意を得るまでには至っておらず、今後、説明の様式や手順内容について検討することが求められる。保護者等については、「ご家庭の皆様へ入園にあたって」について説明を行い、同意を得た上で、その内容を書面で残している。</p>		
32	III-1-(2)-③ 支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮した対応を行っている。	b
<p>評価者コメント32</p> <p>支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり支援の継続性に配慮しているが、十分ではない。</p> <p>「杜陵学園児童自立支援要綱」に基づき、退園基準に沿い、段階別プログラムが終了した後で退園となり、一年間はアフターケア実施基準により継続した支援が行われている。退園に当たっては、児童相談所、学校、市町村、ハローワーク等必要な支援機関と関係者会議を開催し、退園後の支援の役割分担を行い、支援の継続性に配慮した引継ぎが行われている。アフターケアについては、退園時に家庭支援専門相談員と子どもの担当職員が、子どもや保護者等に退園後の相談方法や担当者に関する説明を行い、困った時には相談できるよう記載した文書を渡している。更に発達障がいや性的課題、多様な問題を抱える子どもについて、退所後一年間のアフターケア支援が行われているが、その後も支援の必要性に応じて支援が確保されるよう、アフターケア実施基準の見直しの検討や関係機関との適切な協力、連携が望まれる。</p>		
III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。		第三者評価結果
33	III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	b
<p>評価者コメント33</p> <p>子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を把握しているが、その向上に向けた取組が十分ではない。</p> <p>平成28年度から子どもに「学園生活についてのアンケート調査(満足度調査)」を実施し、その結果を子どもへ公表し、要望等への回答や改善する取組が行われている。また、嗜好調査も定期的に実施し、子どもの嗜好の状況を把握し、子どもの要望等を献立に取り入れている。アンケートのみならず、相談面接や聴取等も適切に実施されているので、今後は、子どもの満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析、検討するための仕組みを整備し取り組んで行くことが求められる。</p>		
III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	b
<p>評価者コメント34</p> <p>苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているが、十分に機能していない。</p> <p>「岩手県立杜陵学園苦情解決実施要領」を整備し、子どもや保護者等に苦情解決事業について「杜陵学園のくらしについて」(権利ノート)の「困ったときは」で説明している。また、苦情解決事業についてを廊下に掲示し子どもに周知している。平成29年度は、5件の苦情の申し出があり、実施要領に基づき、苦情責任者と申出人の話し合いで解決しており、第三者委員参加のもと、苦情解決状況報告会も開催され苦情解決の体制が整備されている。しかし、苦情解決の仕組みについての説明資料や相談受付票等、より子どもにわかりやすく苦情が出しやすような配慮や工夫が求められる。さらに、苦情相談内容が、支援の質の向上に関わる取組となるよう期待したい。</p>		

35	III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。	b
<p>評価者コメント35</p> <p>子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境を整備されているが、そのことを子どもに伝えるための取組が十分ではない。</p> <p>学園目標で「先生になんでも相談しよう」を掲げ、子どもが相談したり意見を述べたいときに相手を選択できることを「杜陵学園のくらしについて(けんりノート)」で説明するとともに園内に掲示し、子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備している。子どもから相談の申出があれば、職員が時間を作り、会議室や図書室等を確保し対応している。子どもと担当職員間の日記も、自由に相談や意見を述べる有効な手段となっており、安全委員会の毎月の聞き取り調査も個別に相談や意見を述べやすい機会となっている。児童自立支援施設の「枠のある生活」の中では、子どもが相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べる環境に一定程度の制約せざるを得ない状況が伺えるが、今後は、子どもの権利擁護に配慮しながら、園内の職員に限定することなく専門的な相談、あるいは施設において相談しにくい内容の相談等、相談内容によって、複数の方法や相手を選べる環境整備に向けた更なる取組に期待したい。</p>		
36	III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	b
<p>評価者コメント36</p> <p>子どもからの相談や意見を把握しているが、対応が十分ではない。</p> <p>職員は、日々の支援の実施において、生活場面やグループワークの中で面接を実施しながら適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。また、意見箱の設置やアンケートの実施等、子どもの意見を把握する取組を行っている。しかし、子どもからの相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等は整備されていないので、今後、アンケートや面接を通しての子どもの意見を把握し、苦情解決事業同様に子どもからの意見や要望への対応についても仕組みを整備し、支援の質の向上に向けて取り組むことが望まれる。</p>		
III-1-(5) 安心・安全な支援の実施のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果
37	III-1-(5)-① 安心・安全な支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	b
<p>評価者コメント37</p> <p>リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。</p> <p>安心安全な支援の実施体制としては、安全委員会設置要綱を定め、毎月1回委員会を開催し、施設を暴力のない安心安全な生活の場とするための子どもと職員の組織的な取組が行われている。火災、地震、風水害の防火管理業務についても、消防計画に基づき避難訓練を毎月実施し、地域住民の参加の下、年2回総合防災訓練を実施している。また、屋外遊具については、点検マニュアルに沿って、2か月に1回安全点検を実施しており、事故防止策等の安全確保に努めている。しかし、生活全般におけるヒヤリハット、事故報告収集等の要因分析や改善策、再発防止策を検討する組織的な対応が不十分であり、施設全体としてのリスクマネジメントに関する責任者の明確化(リスクマネージャーの選任・設置)、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制整備の検討が望まれる。</p>		
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a
<p>評価者コメント38</p> <p>感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備し、取組を行っている。</p> <p>感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための食中毒、インフルエンザの対応マニュアルを整備し、予防と対策に取組んでいる。看護師は配置されていないが、年間保健指導計画の下、月間目標及び重点指導事項に基づき、併設分校の養護教諭と協力し保健衛生担当職員が中心となり、インフルエンザ流行時期には、手洗いやうがい等の予防についてミニレクチャーを実施したりポスターを掲示し、感染症の予防や安全確保に努めている。</p>		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を積極的に行っている。	b
<p>評価者コメント39</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。</p> <p>地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して「災害時業務継続マニュアル」、「災害発生時の対応マニュアル」に基づき、災害時の対応体制が整備されている。水、非常食や防災物品のリスト化や保管場所の明示を行うとともに3日分の緊急時の食事対応に備えている。また、消防計画を策定し、毎月避難訓練を実施し、年2回の総合防災訓練では地域住民の協力も得ている。なお、事業継続計画(BCP)は作成しているが、具体的な訓練の実施には至っておらず、今後想定される災害に対して必要な訓練が求められる。</p>		

III-2 支援の質の確保

III-2-(1) 支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 支援について標準的な実施方法が文書化され支援が実施されている。	b
<p>評価者コメント40</p> <p>支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それに基づいた支援の実施が十分ではない。</p> <p>支援の標準的な実施方法については、「児童自立支援要綱」、「児童自立支援の段階別プログラム」を策定し、一日の業務の流れは、子どもの日課に沿った「施設職員の動き」として文書化されている。「施設職員の動き」には、日課に沿った子どもの動き、職員の動きは記載されているが、子どもへの具体的な関わり方やプライバシーへの配慮、権利擁護への配慮に関する事項等の記載が十分ではない。子どもの状況に応じて、個別に対応した場合は、職員朝会でその状況が報告されているが、各職員の判断に委ねられているため、今後は、施設として子どもの自立支援のための「手引書」となるような標準的な実施方法の検討が求められる。</p>		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
<p>評価者コメント41</p> <p>標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証、見直しが十分ではない。</p> <p>支援の標準的な実施方法(職員の動き)は、入所する子どもの状況に応じて、毎月開催される寮指導連絡会議や年度末に見直しが行われている。しかし、標準的な実施方法について定期的に現状を検証し、必要な見直しを組織的に実施できるような仕組みは整備されておらず、今後、仕組みの下に職員や子どもからの意見や提案が反映されるような体制づくりが求められる。</p>		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
<p>評価者コメント42</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。</p> <p>子どもの自立支援計画は、「杜陵学園児童自立支援要綱」、「自立支援計画票記載要領」に基づいて策定している。入園後の約1か月間は、児童相談所が作成した援助方針に基づき支援を実施し、その後は施設として子どもや家族との面接や応援会議の結果等を踏まえて自立支援計画を作成している。園長、支援総括、児童自立支援員と学校側の副校長、担任教諭で構成される支援方針会議で検討が行われている。なお、アセスメントから計画の作成、実施、評価、見直しの一連のプロセスを定めているが、園としての標準化したアセスメントの手順や様式が示されていない。アセスメントは、子どもの状況を正確に把握し、ニーズを明らかにするための重要なプロセスであり、適切なアセスメントが実施されるよう今後の検討が求められる。</p>		
43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	b
<p>評価者コメント43</p> <p>自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施しているが、十分ではない。</p> <p>自立支援計画の評価及び見直しについては、「杜陵学園児童自立支援要綱」、「自立支援計画票記載要領」に基づき、年3回(おおむね4か月毎)行われている。評価及び見直しは、毎月、分校・分教室の教職員も参加する支援方針会議において検討され、評価及び見直しによって変更した自立支援計画は、職員に周知されている。しかし、評価及び見直しの際に子どもの意向把握や評価及び見直し後の保護者への説明が不十分であるため、自立支援計画の評価及び見直しに関する手順を整備することが求められる。自立支援計画の評価、見直しについては、自立支援計画の短期目標と成長の記録の段階別プログラムの実施状況を月ごとに経過総括票としてまとめており、評価及び見直しを行う際の有効な資料となっている。今後、評価及び見直しに当たっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、支援が十分に実施できていない内容(ニーズ)等、支援の課題等を明確にし、支援の質の向上に結びつく取組の検討が求められる。</p>		
III-2-(3) 支援の実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果
44	III-2-(3)-① 子どもに関する支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	b
<p>評価者コメント44</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が記録されているが、職員間での共有化が十分ではない。</p> <p>子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況については、自立支援計画票、個別生活記録票、ケース会議資料、業務日誌を通して、職員間で情報の共有化に努めている。毎日の子どもの生活や健康の状況は、個別生活記録票や寮日誌に勤務者が手書きで記録し、生活棟から管理教育棟へ申し送りで行われている。子どもの自立支援記録や会議の開催や報告記録類も多く、今後、これらの記録情報をパソコンのネットワークシステムを利用する等、記録業務の効率化を図るとともに施設内で情報を共有化する仕組みの整備が求められる。</p>		

45	III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b
<p>評価者コメント45</p> <p>子どもに関する記録の管理について規程が定められ管理が行われているが、十分ではない。</p> <p>子どもに関する記録の管理については、地方公務員法や児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、個人情報保護条例等により、適切に管理が行われている。子どもの入園から退園までの記録は、個別ファイルに綴じられ、鍵付きの保管庫に保管され、持ち出しについては園長の許可を得ることが徹底されている。ファイル管理簿により、保管、保存、廃棄に関する規定も定めており、適切に管理が行われているが、情報提供や開示請求についての規程は整備されておらず、今後対応が望まれる。また、個人情報の取扱いについての子どもや保護者への説明が行われておらず、入所時に個人情報の取扱いに関する説明や同意が求められる。</p>		

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた支援

A-1(1) 子どもの権利擁護		第三者評価結果
A①	A-1(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	C
<p>評価者コメント1</p> <p>子どもの権利擁護に関する取組が十分ではない。 施設入所時に、学園で作成した「杜陵学園のくらしについて(けんりノート)」や「寮のきまり」を子どもに配付し、子どもの権利が保障されることを説明するとともに、施設として「被措置児童等虐待防止・対応マニュアル」、「どならない・体罰のない処遇のためのマニュアル」を整備している。子どもの権利侵害を防止するために、被措置児童等虐待防止等に関する内部研修を実施し、安全委員会を設置して権利侵害の防止や早期発見に努める等取り組んでいるが、十分ではない。子ども自身が権利を意識し守られるべきものという意識が持てるよう、どの年齢層においてもわかりやすく示す等の工夫が求められる。また、権利擁護の観点から、今後は職員が日々の支援について定期的に振り返り、検討する機会を設定することが望まれる。</p>		
A②	A-1(1)-② 子どもの行動制限等は、その最善の利益になる場合にのみ適切に実施している。	b
<p>評価者コメント2</p> <p>子どもの行動制限等については、その最善の利益になる場合にのみ実施しているが、体制等が十分ではない。 「問題行動への措置実施要領」、「無断外出発生時の対応について」に基づき、行動の制限を行っており、指導の客観性、透明性を図るため、特別支援日課の内容については、必要に応じて安全委員会に報告し、指導、助言を受けることとしている。しかし、特別プログラム(特別日課)については、実施計画を立て、実施報告を行うこととなっているが、職員への回覧によるフィードバックにとどまっており、検証や職員間での理解の共有化は十分とは言えないため、今後の取組において改善を図られるよう期待する。</p>		
A③	A-1(1)-③ 子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
<p>評価者コメント3</p> <p>子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明しているが十分ではない。 「杜陵学園のくらしについて(けんりノート)」を作成し、入所時等に子どもに対して説明しているが、入所後は随時個別の対応の中で説明をしており、全体での定期的な説明等は行っていない。また、前述の「けんりノート」の内容及び表現は、小学校高学年以上を対象として作成しているが、今後は年齢に配慮して説明資料や説明方法を工夫する等の改善が望まれる。</p>		
A-1(2) 被措置児童等虐待の防止等		第三者評価結果
A④	A-1(2)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
<p>評価者コメント4</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。 被措置児童等虐待防止・対応マニュアル(H28年10月)、どならない・体罰のない処遇のためのマニュアル(H29年5月)を作成するとともに、職員研修(伝講研修等)により職員間での不適切なかかわりの防止の共通認識に努めている。毎週水曜日の会議においても徹底を図り、また、子どもに行動上の問題が発生した場合、その際の職員の対応状況を上位の職員が把握した後、より良い対応についての検討を幹部職員で行い、全体に周知するよう取り組むほか、安全委員会の活動や苦情解決の仕組みを通して、子どもからの訴えを受け止める体制も整備し、該当する事案に関して職員への指導等の対応を行っている。</p>		
A-1(3) 子どもの主体性、自律性を尊重した日常生活		第三者評価結果
A⑤	A-1(3)-① 子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	b
<p>評価者コメント5</p> <p>子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援しているが、十分ではない。 行事の企画・運営への子どもの参加や、ロンググループタイム(市教研の日等)の活動は複数の選択肢から選べるよう配慮し、可能な範囲で自主選択ができる機会をつくるよう心掛けている。日常生活のあり方については、寮会議(毎日)・週番活動を通じた生活の向上に向けた取組を行っており、子ども自身が自分たちの課題として主体的に考えるよう支援しているが、個別的な支援、しかも1対1でなければできない困難事案も抱える状況の中で、子ども同士で話し合っ決めて、実施していくことは難しい実情である。毎週水曜日の個別対応の時間の中での聞き取り、自習時間、通院時などの機会をとらえ支援に取り組む努力をしているほか、男子寮においては子どもの状態に応じて部屋の移動や個別対応する等の工夫をして発達に応じた支援を行っている。職員配置を手厚くすることは難しい現状もあるが、今後はより一層、子ども達の興味や関心を引き出し、同時に子ども達の発達及び成長の可能性を信じ、子ども自ら課題を見出した際には、積極的に支援していく職員の姿勢と自立支援体制の工夫が望まれる。</p>		

A-1-(4) 支援の継続性とアフターケア		第三者評価結果
A⑥	A-1-(4)-① 子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っている。	b
<p>評価者コメント6</p> <p>子どもが安定した生活を送れるよう退所に向けた支援を行っているが十分ではない。 退園後の生活で予想される支援内容を検討するに当たり、一定のアセスメントの様式、方法に基づき、子どもの自立の状況や家庭状況等の課題を把握しながら、具体的な支援内容・体制等について「退園後支援計画」を作成することが求められる。また、退園に向けて児童相談所をはじめ退園後の支援機関(ハローワーク、特別支援コーディネーター、精神科、県発達障がい者支援センター等)と退所後の支援の役割分担も確認しながら退所時期や場所を決定しているが、発達の遅れや偏り等がみられる子どもも多数であることから、今後は退園後の支援に関して障がい児支援事業所や相談支援事業所等の地域資源との積極的な連携を図るよう、より一層の取組が期待される。</p>		
A⑦	A-1-(4)-② 子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っている。	b
<p>評価者コメント7</p> <p>子どもが安定した生活を送れるよう退所後も継続的な支援を行っているが十分ではない。 アフターケア実施基準に基づき、家庭支援専門相談員を中心に、可能な限りの支援を積極的に実施している。退所後、原則1年間はアフターケアを実施することとしているが、それ以降も退所児童が来園した際や、退所児童の相談電話には、随時対応しているほか、家庭、児童相談所、里親等の関係機関との情報共有や関係者会議への出席、訪問、来所面接等の対応を行っている。(宿泊等の機能は持っていない。)</p>		

A-2 支援の質の確保

A-2-(1) 支援の基本		第三者評価結果
A⑧	A-2-(1)-① 子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っている。	b
<p>評価者コメント8</p> <p>子どもと職員の信頼関係を構築し、家庭的・福祉的アプローチを行っているが、十分ではない。 施設は中舎交替制であり、訪問調査時点での入所人数はそれほど多くなく、一人一部屋を使用している。その反面、個別的な配慮の必要な子どもの増加等により、安定した児童集団の維持が困難な場合が多くみられ、家庭的なアプローチの難しい状況であるが、子ども一人ひとりを大切にしたい支援を行なうよう努めていることは認められる。また安心・安全な生活を作っていくため、寮会議、タベの会等を利用しながら、話し合いの機会を設けているほか、個別対応の時間や安全委員会の聞き取り(月1回)、リネンチェックや自習時間など、子どもと職員が個別にコミュニケーションをとれる機会をとらえて対応に努めている。個別に場面に応じた配慮が必要な子どもへの支援を充実させるためには、今後において、それぞれの子どもの状況について、勤務シフトにより交代する職員がリアルタイムで情報共有し、対応しやすい体制や環境を整備することが望まれる。</p>		
A⑨	A-2-(1)-② 子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てている。	b
<p>評価者コメント9</p> <p>子どもの協調性を養い、社会的ルールを尊重する気持ちを育てているが、十分ではない。 児童自立支援施設の「枠のある生活」の中で、子どもたちの集会の場である寮会議を活用して、可能な限り子どものニーズに沿うよう話し合いの機会を設定し、ルール変更や余暇活動の選択の幅を広げられるよう取り組んでいる。また、クリーン作戦や町内清掃活動、ロンググループワーク等を通じて、社会的ルールの習得に努めているが、十分な機会が得られているとは言えず、いかに地域社会との接点を増やしていくかということが、今後の課題の一つとなっている。施設のルールとして寮の決まりを示したものはあるが膨大なボリュームとなっており、子どもたちがわかりやすく、また十分に理解をし日々の生活において習得し行動していくためには今後において内容、表現等見直しをされることを期待する。</p>		
A⑩	A-2-(1)-③ 自らの加害行為に向き合うための支援を行っている。	b
<p>評価者コメント10</p> <p>自分の行った加害行為を振り返り、向き合うための支援をしているが、十分ではない。 加害行為があった場合には、「問題行動への措置実施要領」に基づき、特別日課の対応を行い、個別支援実施計画により、担当支援員を中心に、問題行動について本人と振り返り等を行い、問題行動の再発予防に努めているが、効果的な対応策が見つからず、同様の行動を繰り返してしまう児童もいる。加害行為の内容によっては、安全委員会に報告し、助言及び指導を受けているが、現場で生かせる有効かつ効果的な対応策や支援方法に苦慮している現状も見られる(平成29年度において17件)。当事者の子どもたちが加害行為と向き合い、加害性・被害性の改善を図り、被害者への責任を果たす人間性の形成の支援のために、スーパービジョンの視点から、安全委員会のメンバーや苦情解決における第三者委員のほか、子どもの発達や行動特性について客観的視点から助言を求める意味で、外部の専門機関等の活用についても検討していくことが期待される。</p>		

A-2-(2) 食生活		第三者評価結果
A⑪	A-2-(2)-① 子どもの発達段階に応じた食習慣の習得など食育を適切に行っている。	a
<p>評価者コメント11</p> <p>子どもの生活時間にあわせた食事の時間の設定を含め、子どもの発達段階に応じた食習慣の習得や自立に向けた食育を適切に行っている。</p> <p>食事の準備・片づけは、係を決めて各自行っている。食に関する知識として、栄養面についてポスターにして掲示するなど子どもにも視覚的に非常に分かりやすく伝える工夫をしている。管理栄養士と作業担当支援員と連携し、年2回の調理実習(調理から片付けまで)と年8回の調理体験(調理の補助、夕食の手伝い)を通じて、自立に向けた食生活の支援を行っている。バイキング(月1回)や選択献立(年1回)を設定するほか、カレーライス調理実習や夏季行事のバーベキューでは、施設の畑で収穫した野菜を使用し、子どもたちの希望によりラーメンバイキングやお祭り献立を取り入れるなど、食に関心を持ち、将来に役立つ知識や技術の習得、健全な食生活や健康への意識づくりができるよう支援している。</p>		
A⑫	A-2-(2)-② 子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫している。	b
<p>評価者コメント12</p> <p>子どもの嗜好や栄養管理に配慮し、食事をおいしく楽しく食べられるよう工夫しているが、十分ではない。</p> <p>入所時に本人や家族へのアンケートを実施するほか、年1回は「すききらいアンケート」を行い、献立に反映させている。園長、補助、総括、養護担当職員、栄養士に加え学校の養護教諭も含めて定期的に給食運営会議を開催し、栄養バランスも考慮しながら、行事食や郷土料理、世界各国の料理も献立に取り入れる等、検討し取り組んでいる。郷土料理等はポスターを作成し、子どもが食への関心を持てるよう配慮するとともに、食の選択(食べ合わせ等)について指導する機会を設けている。なお、食器の準備や食後の清掃等は当番制で行っているが、食事の時間と清掃の時間が区別されておらず、当番となった子どもの食事が終わり次第、清掃を始めている状況である。共同生活における他者への配慮や、団らんの場としての雰囲気づくりとしても、今後は食事と清掃の時間を区別する等、検討することが望まれる。</p>		
A-2-(3) 日常生活等の支援		第三者評価結果
A⑬	A-2-(3)-① 衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用し、衣習慣を習得できるよう支援している。	b
<p>評価者コメント13</p> <p>衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを着用している。</p> <p>衣類は支給されることとなっており、「被服等保有基準数」により、各担当職員が月1回衣類点検をして、使用不可能となった物は取り替えたり、季節に応じた服に入れ替えたり、体にあった衣服の交換や購入をしている。中学生の正装は制服、小学生は紺色のジャージとしている。日々の生活では制服またはジャージ、夜間はパジャマで生活することとなっているが、今後は、衣習慣の習得を支援する視点で、年齢に応じてTPOに合わせた服装や、生活場面や活動場面に応じた服装、華やかな服装や露出の多い服装は慎むこと等の指導について、検討が望まれる。</p>		
A⑭	A-2-(3)-② 居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、あたたかさなどに配慮したものにしている。	b
<p>評価者コメント14</p> <p>居室等施設全体が、子どもの居場所となるように、安全性、快適さ、暖かさなどに配慮されているが、十分ではない。</p> <p>現在冷房は完備されていないが、平成30年度に扇風機を設置し、子どもたちの要望により、保冷剤を貸し出している。平成31年度は本館(教室)と各寮にエアコンを設置予定である。CDラジカセ等の物品は時間制限を設定して貸し出している。カードゲームでは、子ども同士でのカードのやり取りによるトラブル防止のため、所持できる枚数も制限している。入浴は毎日行っており、必要に応じて、日中でもシャワー浴が可能である。居室は複数人数で使用する設計だが、現在は入所児童が少ないため、一人一部屋で生活している。過去には子どもが無断外出した事例もあり、各居室の扉に鍵は付いておらず、扉の小窓からは室内が見えるようになっており、子どもの状況の確認と早急な対応ができるようになっており、プライバシー保護の観点から今後の工夫が望まれる。</p>		
A⑮	A-2-(3)-③ スポーツ活動や文化活動を通して心身の育成を支援している。	b
<p>評価者コメント15</p> <p>スポーツ活動や文化活動による心身の育成とともに、達成感を通して自己肯定感の向上を図れるように支援しているが十分ではない。</p> <p>スポーツ活動としては、施設の伝統で日々の日課に野球を組み入れ、7時限目や土曜日に冬期間以外はほぼ毎日練習している。日曜、祝日並びに冬期間は午前中はバドミントン、午後は希望によりバレーボール、バスケットボール、卓球等に参加することができるようにしている。また、冬季はスポーツ活動以外に囲碁、将棋、フラダンス、絵画等の文化活動の選択肢も用意している。(本人の選択により一つの活動内容に継続的に参加する) 夏休み中は日課にプールを取り入れている。冬季は、例年スキー教室を実施している。自由時間には、バスケットボール、サッカー等にも取り組んでいる。個々に成長や様々な課題を抱える子どもが増えている状況もあり、職員配置等運営面での課題に苦慮している点は理解できるが、それぞれの子どもの興味や強みを引き出せるよう活動内容の幅を広げたり時間を設定するなど工夫しながら今後とも支援を継続されることが期待される。</p>		

A-2-(4) 健康管理		第三者評価結果
A⑯	A-2-(4)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a
<p>評価者コメント16</p> <p>一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。 感染症や食中毒などに関するマニュアルを整備し、また職員間でも会議、研修の場において学習する機会を設け感染等の発生予防に努めている。内科または精神科から薬を処方されている子どもも多く、分校の養護教諭と連携を取りながら子どもの健康状態の把握や適切な受診に努めているとともに、内科嘱託医、精神科嘱託医からは月に1回様々なアドバイスを受けている。服薬の支援は、寮の当直室に個々の服薬の薬箱を設け、担当職員が子ども毎にセットし、所定の時間帯に服薬の支援を行っている。頓服薬の服用については、本人からの申し出や職員の観察で、非常勤職員が対応することになっている場面でも、必要に応じて正規職員が対応することとしている。</p>		
A⑰	A-2-(4)-② 身体の健康(清潔、病気等)や安全について自己管理ができるよう支援している。	a
<p>評価者コメント17</p> <p>身体の健康や安全について自己管理ができるよう支援している。 年間保健指導計画等に基づき健康指導を行っており、夕べの会のミニレクチャーで、子どもたちへの健康及び衛生面での指導を行っている。また、日々の日課の中で、健康や安全について話題にしながら子ども自身の衛生、健康、安全に対する知識の獲得や自己管理ができるよう支援している。施設内の遊具の点検や危険個所の周知や修理等を行っている。健康及び衛生面での指導は、分校の養護教諭の協力を得て行っており、緊急時は職員の電話連絡網により上司の判断を仰ぎ、必要な受診をする体制となっている。</p>		
A-2-(5) 性に関する教育		第三者評価結果
A⑱	A-2-(5)-① 性に関する教育の機会を設けている。	b
<p>評価者コメント18</p> <p>性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 性加害児童への対応としては、子ども自身からの発信があったり、特別日課の対応を行った事案もあり、施設としても喫緊の課題との認識の下、取り組んでいるが十分ではない。一般的な性教育については、子どもに対して学校の分校の教員が授業を行ったり、担当支援員が個別に指導したりするほか、施設としても外部講師に分校の教員を招き、鑑別所や警察の指導を受けてきた事例を基に、性加害者になると刑事罰として扱われることなども指導の中で伝えるよう取り組んでいる。</p>		
A-2-(6) 行動上の問題に対しての対応		第三者評価結果
A⑲	A-2-(6)-① 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底している。	b
<p>評価者コメント19</p> <p>子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう徹底しているが、十分でない。 平成29年度暴力やいじめに相当する事案として17件が確認されている。月1回担当職員が、個別に園内暴力の聞き取りを実施しており、暴力やいじめの早期発見、早期対応に努めているが、「暴力防止プログラム」に相当するものは未整備で、職員の死角等での子ども間のトラブル防止を図り、暴力やいじめのない学園生活を送っていくための児童集団を作ることが課題である。</p>		
A⑳	A-2-(6)-② 子どもの行動上の問題に適切に対応している。	b
<p>評価者コメント20</p> <p>子どもに行動上の問題があった場合には、関係のある子どもも含めて対応しているが、十分ではない。 暴力等、行動上の問題があった場合には、「杜陵学園問題行動への措置実施要領」に基づき、特別日課等の対応をしているが、特別日課の子どもが増えた場合の職員体制の確保と、きめ細やかな支援のあり方が課題である。警察署には、事前に捜索依頼用の児童票を提出し、無断外出の際の速やかな対応について、協力を依頼している。緊急事態に対する対応マニュアルが未整備である点、緊急時には児童相談所、警察署、鑑別所、医療機関等の関係機関と連携を図ることに加え、子ども自身が発達課題や何らかの障がいがあるケースも増えており、ケースカンファレンスなどの場においても医療、福祉などの専門機関や専門職からのスーパーバイズを受ける体制の整備も併せて検討することが望まれる。</p>		

A-2-(7) 心理的ケア		第三者評価結果
A⑳	A-2-(7)-① 必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	b
<p>評価者コメント21 必要な子どもに対して心理的な支援を行っているが、十分ではない。 常勤の心理職は配置されておらず、心理的な支援が必要な子どもは、児童相談所の児童心理司との面接を実施している。しかし、遠距離等の理由により、定期的な面接の実施が困難な場合もあり、また、虐待等によるトラウマ反応に対する支援については、いわて子どもケアセンターの児童精神科医の受診を行うこともある。近年、発達に様々な課題を抱える子どもの入所が増えている傾向があり、個々の子どもの状況に応じた支援プログラムを設けて支援するとともに、集団生活への適応能力を高める支援も求められることから、施設において心理的ケアの専門職の配置や医療機関との情報共有を行いながら、日々の支援に生かせる体制づくりは極めて重要であり、体制整備や職員のスキルアップへの取組の強化が求められる。</p>		
A-2-(8) 学校教育、学習支援等		第三者評価結果
A㉑	A-2-(8)-① 施設と学校の緊密な連携のもと子どもに学校教育を保障している。	a
<p>評価者コメント22 生活・学習・進路等の支援が、学校との連携・協力に基づいて行われている。 小中学校の分校が施設と一体となり、子どもの生活及び学習を支援できる環境となっている。分校教員、施設職員は同じ職員室で、毎日の朝会で情報共有を行うほか、支援方針会議で支援の見直し、評価等を行っており、一貫した支援の実施が可能となっている。また、前籍校との連絡協議会を行っており、家庭復帰を目指す場合も、退所後に通学する学校と連携を図り、事前に面会を行う等、対応している。</p>		
A㉒	A-2-(8)-② 学習環境を整備し、個々の学力等に応じた学習支援を行っている。	a
<p>評価者コメント23 学習環境を整備し、学力に応じた学習支援を行っている。 小中学校がそれぞれ分校・分教室による学校教育を実施している。また子どもの学力などに応じて、学科により通級を実施する等、個別支援を行い、場合によっては、支援員も見守りの一環として授業に入る体制を取っている。宿題及び提出物等の情報については、学校側で集約したものを各寮に紙面で配っているため、施設職員も情報共有が図られている。休日及び夜自習の場所は、寮棟の各居室(個室)である。また、施設の支援員の他に、夜間の自習時には、生活指導補助員が学習支援にも当たって、個々の学習の指導に協力している。資格の取得及び検定受験については、漢字検定の受験を支援したケースがある。</p>		
A㉓	A-2-(8)-③ 作業支援、職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント24 職場実習や職場体験等の機会を通して自立に向けた支援に取り組んでいるが、十分ではない。 現在は中学校卒の実科生が在籍しておらず、就労に向けた資格取得の支援や職場実習は行っていないが、「実科生作業指導要領」を作成し、対象となる子どもに対して社会生活や職業生活上必要とされる作業能力、作業態度を身に付けさせ、就労支援事業所や各相談機関を通じて職場実習につなげるようにしている。また、将来に向けた自立支援の一環として、施設敷地内の畑での農作業や施設内の環境整備を通して働く喜びを体験できるよう支援している。さらに、週2回の作業活動や夏場の朝作業等、年間計画、月間計画に沿った作業メニューに取り組んでいる。学校教育の中では中学2年生を対象とした職場体験が実施されている。今後は施設として実習先や体験先を開拓したり、各種の資格取得を積極的に支援する等、更なる取組に期待する。</p>		
A㉔	A-2-(8)-④ 進路を自己決定できるよう支援している。	a
<p>評価者コメント25 進路を自己決定できるよう支援している。 分校の進路相談と連携を図り、また児童相談所と情報共有するとともに、子どもと保護者には必要な情報提供を行い、学校見学、オープンキャンパス、教育相談等の支援を行い、高校(支援学校を含む)や将来の就職のためにどのような学校に進めばよいか個別の状況に応じて、各担当が子どもと話し合いの機会を設け相談に応じ支援している。</p>		

A-2-(9) 親子関係の再構築支援等		第三者評価結果
A②⑥	A-2-(9)-① 親子関係再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>評価者コメント26 親子関係の再構築等のため、家族への支援に積極的に取り組んでいるが、十分ではない。 家庭支援専門相談員を中心に職員が必要な研修を受講し、保護者に対するペアレントトレーニングを実施したり、児童相談所や市町村の関係部署とも連携を図り、親子関係の再構築、養育環境の改善を図るよう支援している。また、児童相談所と協議しながら退園に向けて段階的にプログラムを組み、面会、許可外出、一時帰省等を実施し、その振り返りとして保護者面談を行い、子どもとの関わり方について助言を行っている。なお、家庭復帰または措置変更など退園に向けて、自立支援計画策定のための再アセスメントに基づき支援を実施していく仕組みづくりが求められる。</p>		
A-2-(10) 通所による支援		第三者評価結果
A②⑦	A-2-(10)-① 地域の子どもの通所による支援を行っている。	
<p>評価者コメント27 ・非該当</p>		